

# セクハラは人権侵害です

## セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に行われる、相手を不愉快にする性的な言動のことです。

雇用関係にある者の間だけでなく、施設における職員とその利用者間、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得ます。

## 職場におけるセクシュアルハラスメント

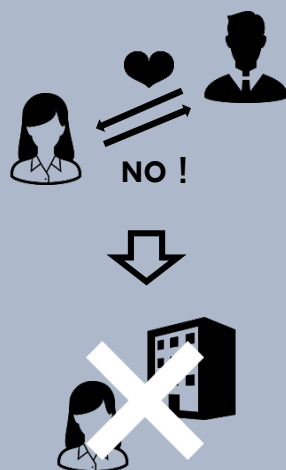
職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、労働者の対応により労働者が不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が悪くなったりすることを、男女雇用機会均等法では「職場におけるセクシュアルハラスメント」と言います。

### \* 「職場」とは

<例> ぶだん働いている場所、出張先や取引先の事務所、打合わせのための飲食店、業務で使用する車中、顧客の自宅など

### \* 「労働者」とは

正規労働者だけでなく、非正規労働者を含む、事業主が雇用する労働者の全て。派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主も、自ら雇用する労働者と同様に措置を講ずる必要があります。



### ❖ 対価型セクシュアルハラスメント

職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、労働者が拒否したことで、解雇・降格・減給などの不利益を受けること。

例えば・・・

- ❌ 上司が部下に対して性的な関係を強要したが、拒否されたため、その部下を解雇した。
- ❌ 上司が、日頃から部下に対して性的な事柄について発言しているので、部下が抗議したところ、降格処分を受けた。

### ❖ 環境型セクシュアルハラスメント

性的な言動により就業環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること。

例えば・・・

- ❌ 身体に不必要に接触されたことを苦痛に感じ、就業意欲が低下している。
- ❌ 同僚が取引先に対して自分の性的な内容の情報を流したため、苦痛に感じ仕事が手につかない。



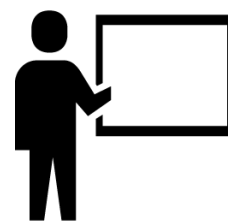
- ◆ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、男性・女性問わず加害者にも被害者にもなり得る問題で、同性に対するものも含まれます。
- ◆ 事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者及び学校における生徒などもセクシュアルハラスメントの行為者になり得ます。
- ◆ 「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。また、性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。

# 職場のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です

男女雇用機会均等法において、**全ての事業主**に次のことが**義務**付けられています。

## 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ②セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。



## 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定めること。
- ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

## 3 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ⑦事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。（事実確認ができなかった場合も同様）



## 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ⑩相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

## 相談窓口のご案内

※令和2年9月時点

### ◆熊本労働局

\*職場におけるセクシュアルハラスメントなど  
(男女雇用機会均等法などに関する事)

熊本労働局 雇用環境・均等室

TEL : 096-352-3865

\*セクシュアルハラスメントによる労災

熊本労働局 労災補償課

TEL : 096-355-3183

### ◆男女共同参画相談室 らいふ

TEL : 096-333-2666

(土曜日のみ096-355-2223)

月・木・金・土曜日 9時30分～16時

火曜日 9時30分～19時30分

※水曜日、日曜日、土曜日を除く祝日、  
12月29日～1月3日はお休みです。

宇土市役所 まちづくり推進課 〒869-0492 宇土市浦田町51番地  
TEL : 0964-22-1111 (内線808・809)  
Eメール : machi01@uto.kumamoto.jp